重点政策		平成 27・28 年度の主な取組み内容					
妊娠期から の切れ目の	喜びと楽しさを感じられる子育てを身近な場から支える体制づくり	【ひろば事業の拡充】  支援事業計画に基づき、おでかけひろばを平成 27 年度に 3 か所、28 年度に 4 か所新たに開設し、児童館子育てひろばとあわせて 48 か所で実施している。 【一時預かり事業の拡充】 ・ほっとステイ  理由を問わない預かり事業であるほっとステイについて、平成 27 年度にひろば型を 1 か所、28 年度に単独型を 1 か所新たに開設し、計 12 か所で実施している。 ・幼稚園による一時預かり  新制度実施に伴い新設された一時預かり(幼稚園型)を 1 園で開始した。また、私立幼稚園等の一時預かり事業への参入促進のため区独自助成制度の見直しを図り、標準型と準標準型を構築した。現在 9 園で実施している。 区立幼稚園については、2 園で新たに開始し、計 6 園で実施している。 【利用者支援事業の実施・拡充】  平成 27 年度より各総合支所生活支援課(5 か所)で保育等にかかる相談・情報提供を行う「子育て応援相談員」を配置するとともに、おでかけひろば等に「地域子育て支援コーディネーター」を配置(27 年度 2 か所、28 年度 1 か所 。さらに 28 年度より各総合支所健康づくり課(5 か所)に妊産婦等からの相談に応じ継続的な支援を行う「母子保健コーディネーター」を配置。連携しながら個々の家庭の状					
		区立幼稚園については、2 園で新たに開始し、計6 園で実施している。 【利用者支援事業の実施・拡充】 平成27年度より各総合支所生活支援課(5か所)で保育等にかかる相談・情報提供を行う「子育て応援相談員」を配置するとともに、おでかけひろば等に「地域子育て支援コーディネーター」を配置(27年度2か所、28年度1か所)。さらに28年度より各総合支所健康づくり課(5か所)に妊産婦等から					
		況に沿った利用者支援を実施している。 【児童館子育て支援館の開設】 平成27年度に各地域に1館子育て支援館を指定し、地域の児童館相互の情報交換や合同事業を行い、 全児童館での相談・支援の充実を図っている。					

重点政策		平成 27・28 年度の主な取組み内容						
妊娠期から	子育て家庭のニーズ	【世田谷版ネウボラの実施】						
の切れ目の	の把握及びニーズや	妊娠期から切れ目なく支える仕組みを構築するため、平成 27 年度に「妊娠期から子育て家庭を支え						
ない支援・	状況の変化に合わせ	る切れ目のない支援検討委員会」を設置し検討を進め、28年7月より世田谷版ネウボラを実施した。(母						
虐待予防	た切れ目のない支援	子保健コーディネーターによる妊娠期面接の実施、子育て利用券の配布による地域資源とのつながりの機会の創出を図っている。						
		機会の創山を図りている。  【産後ケア事業の拡充】						
		【産後サア事業の拡充】   平成 27 年度に産後ケアセンター桜新町の床数を 11 床に拡充するとともに、28 年度には、医療機関						
		一十成 27 年度に産後ケア C フター 仮制画の体数を II 体に拡充することでに、26 年度には、医療機関   との連携による産後ケア(デイケア)を開始するなど拡充を図った。						
		この建筑による産後ググ(ブイググ)を開始するなど拡光を図った。  【産前・産後のセルフケア事業の拡充】						
		【控制						
		「発達支援親子グループの実施】						
		かす方法をみつけ養育力を高め、育児不安を解消できるよう年7グループx6回実施している。						
		【チェックシートの活用(医療機関)】						
		世田谷版ネウボラの主体(行政、地域、医療)のひとつである医療において、虐待につながる育児不						
		安の母子に早期に気づいて行政と連携した支援が図れるよう、要保護児童支援協議会の周産期部会にお						
		いて検討を進め、「気づきのチェックシート」を配布し、情報共有ツールのひとつとして活用している。						
		【児童養護施設退所者等支援】						
		子どもの貧困対策の一環として、経済的にも精神的にも最も困難な状況にある児童養護施設退所者等						
		に対する支援(給付型奨学金、住宅支援、居場所・地域交流支援)を平成 28 年度より実施している。						
		【児童相談所設置に向けた検討】   児童福祉法の改正により特別区も児童相談所を設置できることとなったことに伴い、平成 32 年 4 月						
		パ里価値広の改正により行別とも兄里怕談別を設置できることとなりたことに行い、平成 32 年 4 月   以降のできるだけ早い時期の開設に向け、効果的な児童相談行政の実現にむけ、検討に着手した。						
		以降のできるだけ手が時期の開放に向け、効果的な元重相談11以の美境に包け、快割に有子した。 						
	地域包括ケアの推進	【「福祉の相談窓口」の取組み】						
	による複合的な課題	平成 26、27 年度の 5 地区でのモデル事業実施を経て、28 年 7 月より区内 27 地区で、まちづくりセ						
	を抱えた子育て家庭	ンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の3者が連携し、複合的な課題を抱える家庭等か						
	の包括的・継続的支援	らの相談を受ける「福祉の相談窓口」の取組みを開始した。						

重点政策		平成 27・28 年度の主な取組み内容						
子育て家庭	子育て家庭のニーズ	【保育・幼児教育、子育て支援事業の基盤整備】						
を支える基	に沿った保育・幼児教	子ども・子育て支援事業計画に基づく整備を進めるとともに、新たな人口推計結果を踏まえ、						
盤の整備と	育及び子ども・子育て	保育事業や地域子ども・子育て支援事業について、目標数値の上方修正を図った。(平成 27年4月実績、						
質の向上	支援事業の基盤整備	F4月実績見込み、29年4月以降の計画数値は「子ども・子育て支援事業計画調整計画」参照)						
		<平成 29 年 4 月保育総定員 17,893 人(前年比 1,959 人) 保育待機児童数 861 人(前年比) 337 人>						
		【医療的ケアが必要な子どもの預かり】						
		平成 27 年度に「障害児等保育検討委員会」を設置し、保育園における障害児保育のあり方や、障害						
		や疾病等により医療的ケア等を必要とする子どもへの保育のあり方について検討を行った。28 年度に						
		は、児童発達支援事業と居宅訪問型保育事業を組み合わせて、長時間の預かりを実施できる体制づくり						
		を行い、29年3月より事業を開始した。						
	保育の質の確保に向	【保育の質の確保・向上に向けた取組み】						
	けた取組み及び子ど	増加する保育施設・事業の質の確保・向上を図るため、巡回指導相談を拡充するとともに、区内 5 地						
	もや保護者が当事者	域における保育施設ネットワークによる施設間での情報共有、支えあいの取組みや保育実践フォーラム						
	として事業運営や実	を実施した。また、「保育の質ガイドライン」の一層の啓発・活用のため、普及版の作成を進めた。						
	施主体と関わってい	【幼児教育・保育推進ビジョン策定に向けた取組み】						
	く仕組みづくり	区が乳幼児期に大切にする子どもの育ちや育む力を明確にし、これらを保護者や幼稚園・保育所等、						
		小学校、地域など区民全体と共有し、連携しながら幼児教育・保育の取組みを進めることを目的とした						
		幼児教育・保育推進ビジョンの策定を進めている。						
	保護者の施設・事業を	・利用者支援事業の実施・拡充(再掲)						
	評価・選択する力の支	・保育施設・事業について各園の保育方針や保育士、職員の配置状況、特徴などを記載した「世田谷区の						
	援	保育施設」や私立幼稚園について各園の教育方針、教育目標、特色などを記載した「世田谷区内の私立						
		幼稚園」を発行し、利用者支援事業等で配布・情報提供を行っている。また、区ホームページのほか、						
		子育て応援アプリ等でも情報発信を図る等、利用者が情報を得やすい取組みを進めた。						
	子ども・子育てを支え	・保育士の確保に向け、平成 27 年度に開設した保育人材ポータルサイトの充実を図るとともに、就職相						
	る人材の確保・育成	談会の開催や採用に関するアドバイザーの派遣事業等を実施した。また、人材の確保・定着に向け、保						
		育士等宿舎借り上げ支援を実施・拡充したほか、28 年度からは処遇改善に向けた区独自の補助事業を						
		実施している。						
		・(仮称)世田谷区教育総合センターにおける乳幼児教育支援センター機能の検討を進めた。						
		・ひろば従事者向けの研修や児童館職員研修を実施し、子育て支援に関わる人材のスキルアップを図ると						
		ともに、ファミリー・サポート・センター事業の開始に伴い、子育て支援者養成研修の充実を図った。						

重点政策		平成 27・28 年度の主な取組み内容
子どもの生きる力の育み	地域で豊かな社会体 験を重ねられる場と 機会の充実	・野毛青少年交流センターにおける宿泊事業や福祉的就労の実施等、事業の充実を図りながら 2 館の青少年交流センターの運営を図るとともに、3 か所目の青少年交流センターの設置に向け、若者等当事者の意見を聞きながら検討を進めた。 ・地域の連携を図る拠点として各地域に 1 館中高生支援館を指定し運営するとともに、全児童館において、「ティーンズプロジェクト」や「ティーンエイジカーニバル」等若者の主体的な参画事業を実施した。
	すべての子どもが居 心地のよい場・力を発 揮できる場を身近な 地域にもてる環境整 備	【子どもの貧困対策】 区の子どもの状況に即した子どもの貧困対策の展開を図るため、支援につながる、学びや居場所の支援、生活の支援、仕事の支援、住まいの支援を5つの柱とする大枠の方向性を定め、平成28年度は学びや居場所の支援を重点施策と位置づけ、地域での学習支援事業の充実を図るとともに、食事の提供なども行う居場所づくりの充実を進めた。 【若者の居場所づくり】 平成27年度より大学と連携した若者の居場所事業の運営を開始した。 【発達障害支援基本計画に基づく取組み】 幼児期から成人期までの一貫したライフステージに対応した支援を行うため、平成27年度に発達障害支援基本計画を策定。地域で安心して生活ができるよう、講演会やシンポジウムの実施等により地域の理解の促進を図るとともに、日常的に子どもに関わる幼稚園・保育所等、小・中学校などへの巡回支援の拡充を行った。
	外遊びの推奨及び外 遊びの環境整備	・平成 27 年度に「外遊び検討委員会」を設置し、外遊びの推奨の具体化を図るための検討を進め、28 年度には区民、活動団体等による「そとあそびプロジェクトせたがや」が発足し、普及啓発やネットワークづくりに向けたイベント等を実施した。また、「きぬたまあそび村」やプレーリヤカーの充実を図った。
	子どもの育ちを見守 り支える地域コミュ ニティ形成への支援	・子ども基金を活用し、子育て支援団体等への支援を実施するとともに、「つながるプロジェクト」を実施し、団体間のネットワークの強化を図った。また、子ども・子育て支援に関わる区民や団体の方々による「区民版子ども・子育て会議」の継続実施を支援するとともに、区の施策形成過程において、区からテーマを投げかけ、意見交換等を行った。
	児童館が地域で果た す役割の充実	・子どもが地域の中で遊びを通して健やかに成長するため、地域と連携しながら多様な事業・行事を展開するとともに、全児童館において子育て支援・中高生支援の充実を図り、地域とともに乳幼児から小学生、中高生と継続的に見守り支える施設としての児童館運営を進めた。

## 保育事業の需要量見込み及び確保の内容にかかる進行管理表

	保育所等		平成27年度(H28.4)			平成28年度(H29.4)			前年度比		
			3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定 3-5歳 保育	3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定 3-5歳 保育	3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定 3-5歳 保育
	需要量見込み		3,212	6,773	9,116	3,196	6,868	9,136	-16	95	20
調事	確保 の 内容	特定教育·保育施設	941	4,531	7,950	1,145	5,205	9,101	204	674	1,151
整業計計		地域型保育事業所	39	120		75	192		36	72	
画画		認可外保育施設	523	1,464	366	562	1,557	183	39	93	-183
		確保総計	1,503	6,115	8,316	1,782	6,954	9,284	279	839	968
	実績	特定教育·保育施設	941	4,531	7,950	1,170	5,260	9,127	229	729	1,177
実績		地域型保育事業所	39	120		59	152		20	32	
績		認可外保育施設	523	1,464	366	475	1,311	339	-48	-153	-27
		実績総計	1,503	6,115	8,316	1,704	6,723	9,466	201	608	1,150
		-	0	0	0	-78	-231	182	-78	-231	182
保育待機児童数		460	734	4	299	562	0	-161	-172	-4	
				1,198			861			-337	